三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3　公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二条の三の三第四項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

4　公的年金等支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5　第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

第二条の五第一項中「規定する退職手当等の支払者」の下に「（以下この条において「退職手当等の支払者」という。）」を加え、同条第二項第一号中「法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の規定による申告書（次項において「退職所得申告書」という。）」を「退職所得申告書」に改め、同条第三項中「法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する」を削り、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　退職所得申告書の提出を受ける退職手当等の支払者が、当該退職所得申告書に記載されるべき当該退職所得申告書の提出をする者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該退職所得申告書の提出の前に当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該退職手当等の支払者に提出する当該退職所得申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該退職所得申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

4　退職手当等の支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書に記載された提出する者の氏名、住所及び個人番号

二　前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称

三　その他参考となるべき事項

5　退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された退職所得申告書に係る第一項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6　第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第三項の規定の適用を受けて退職所得申告書を提出した者が当該退職所得申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

第三条の十四第一号中「第九十一条」を「第五十四条の四」に改める。

第四条の五第二号中「第二十四条第三項」を「第七十二条第五号ただし書」に改める。

第七条の四の四第一項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、同条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「、同項第二号の健康診断施設、同項第七号のリハビリテーション施設及び同項第八号」を「及び同項第七号」に改める。

第九条の三の次に次の一条を加える。

（法第三百二十一条の四第七項に規定する総務省令で定める方法）

第九条の三の二　法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルをいう。次項において同じ。）に同条第一項に規定する通知事項（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨）に係る情報（次項において「通知情報」という。）を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。

2　前項の場合においては、市町村長は、通知情報を受信者ファイルに記録した旨を法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者に対し、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により送信しなければならない。

第九条の八第一項及び第二項中「第四十八条の九の十六第一項」を「第四十八条の九の十七第一項」に改め、同条第三項中「第四十八条の九の十四第二項」を「第四十八条の九の十五第二項」に、「第四十八条の九の十五第二項」を「第四十八条の九の十六第二項」に改める。

第十条第六項第一号を次のように改める。

一　政令第四十八条の九の八第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

第十条の二の二中「第四十八条の九の十（二）」を「第四十八条の九の十一（二）」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　政令第四十八条の九の十一に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

第十条の八第一項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、同条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「、同項第二号の健康診断施設、同項第七号のリハビリテーション施設及び同項第八号」を「及び同項第七号」に改める。

第十一条の十三（見出しを含む。）中「第五十二条の十の十第二号」を「第五十二条の十の九第二号」に改める。

第十一条の十四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十九項」を「第三百四十九条の三第二十七項」に改める。

第十一条の十五（見出しを含む。）中「第五十二条の十の十二」を「第五十二条の十の十一」に改める。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

（法第三百八十二条の二第一項の閲覧事項）

第十二条の三の二　法第三百八十二条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、政令第五十二条の十四の表第二号から第四号までの上欄に掲げる者については、同表第一号の上欄に掲げる者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）とする。